

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2022年8月18日～2022年8月24日)

令和4年(2022年)8月26日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
政治 トウスク「市民プラットフォーム」(PO)党首の議会に関するコメント オドラ川の環境汚染を巡る動向 教員の賃上げを巡る政務・組合間の交渉 ホウオヴニャ「ポーランド2050」代表の2025年大統領選挙出馬表明 ドゥダ大統領とエルドアン・トルコ大統領との電話会談 「アンバー・デザイア22」演習 ラウ外相のジェチポスポリタ紙寄稿 ドゥダ大統領のキーウ訪問								【お願い】3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書 在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
治安等 ワルシャワ市内の公園からボツリヌス菌が検出 海藻の大量発生により海水浴場が閉鎖								
経済 政府がインフレ対策の延長を承認 政府、EUからの資金に先がけ新型コロナウイルス感染症からの復興プロジェクトに署名 ポーランドの港、過去最高の貨物取扱量を記録 主要肥料メーカーが生産を一時停止 閣僚評議会、暖房費等の手当法案を採択 米ウェスティングハウス社が8月末までに原子力発電所のオファーを提出 政府が原子力発電所等への投資支援に47億ズロチを配分								
大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事								
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp								

政 治
内 政

トウスク「市民プラットフォーム」(PO)党首の議会に関するコメント【19日・21日】

19日、トウスク「市民プラットフォーム」(PO)党首は、「(議員の)候補者にならなければならないという現実直面し、モチベーションをそがれている。(議会が位置する)ヴィエイスカ通りに戻ることになるなんてぞっとする思いである」と述べた。

21日、モラヴィエツキ首相は、同党首の発言を強く批判し、「真の顔を見せた」と述べた。これに対し、同党首は、下院の仕事ぶりと最近のポーランドの議会主義のレベルを評価しただけであるとして自らを擁護した。

オドラ川の環境汚染を巡る動向【22日】

22日、オドラ川の環境汚染を巡り、ザホドニョポモルスキエ県、ルブスキエ県、ドルノシロンスキエ県及びオポルスキエ県の知事たちは、共同でオドラ川の汚染原因を究明し、生態系の回復に取り組むための協定に署名した。オドラ川の救済プログラムには、EU資金と地方自治体の予算が充てられることになっている。地方自治体関係者たちは、政府に対し、自然災害事態を発令するか被災した企業家へ補償金を支払えるようにするための特別法の策定を求めている。

同日、モラヴィエツキ首相は、記者会見を開き、オドラ川流域で活動する企業家たちに対して損失を補

償する法案が閣議で議論されたと発表した。同首相は、「損失補償については、言及されただけでなく、適切な解決策の準備が進められている」と付言した。

教員の賃上げを巡る政務・組合間の交渉【23日】

23日、教員の賃上げを巡る政府と教員たちの交渉が8か月に及ぶ中断を経て再開された。チェルネク教育・科学大臣は、ポーランド教員組合に対し、2023年1月から給与を9%増額することを提示したが、20%の賃上げを要求している教員組合はこれに不満を示した。これを受けて、教員組合は、9月1日から抗議活動を行う旨発表した。

ホウオヴニャ「ポーランド2050」代表の2025年大統領選挙出馬表明【24日】

24日、ホウオヴニャ「ポーランド2050」代表は、2025年大統領選挙に出馬する意向を表明し、「ポーランド大統領の職務を活用してポーランド・ポーランド戦争を終結に導き、ポーランド政治をメンタルの面で完全に替える方法がある」と述べた。また、「同党の当面の政治的なゴールは、2023年議会選挙で数十議席を獲得するという最良の結果を出すことである」と強調した。さらに、「2023年議会選挙の文脈で政治的な提携を結ぶには良い時期ではない」と評価した。

外交・安全保障

ドゥダ大統領とエルドアン・トルコ大統領との電話会談【18日】

18日、ドゥダ大統領は、エルドアン・トルコ大統領と電話会談を行った。ウクライナから戻ってきたエルドアン大統領は、ゼレンスキー・ウクライナ大統領やグテーレス国連事務総長と行った会談を振り返るとともに、ウクライナへの渡航に関するポーランドの支援に謝意を表明した。

「アンバー・デザイア22」演習【22日】

22日、ブワシュチャク副首相兼国防大臣は、スブラシル近郊で実施されている「アンバー・デザイア22」演習を視察し、「我々は、ポーランド軍の発展だけでなく、絶え間ない演習を通じて、NATOの抵抗力を構築することに取り組んでいる。演習は、相互運用性の構築のために非常に重要である。NATOの軍隊は、NATO東方に位置する国々の安全と安定を守っている。」と述べた。演習には、第15機械化旅団の他にポーランドに展開しているNATOの多国籍大隊が参加していた。

ラウ外相のジェチポスポリタ紙寄稿【22日】

22日、ジェチポスポリタ紙は、ラウ外相の寄稿を掲載した。同外相は、国家の自由と平等こそが帝国主義に対する唯一の防御となると確信していると指摘した。また、同外相は、ショルツ独首相がEUの枠組みにおいて多数決で決定を下せる事項の範囲を広げ、拒否権行使をなくすことを問題提起したことと言及し、これによって独が欧州大陸で指導的役割を果たすことになるが、EUが求めているのは独のリーダーシップではなく独の自制心であり、そうすることで加盟国間の自由と平等だけが帝国主義に対する真のアンチテーゼになると指摘した。さらに、同外相は、加盟国の自由を保障するためには欧州のコンセンサスを抜本的に強化し、コンセンサスをEUの活動と協力の基盤として認識しなければならないと付言した。

ドゥダ大統領のキーウ訪問【23日】

23日、ドゥダ大統領は、ウクライナのゼレンスキー大統領からの招待に応じ、キーウを訪問し、ゼレンスキー大統領と会談を行うとともに、第2回クリミア・プ

ラットフォーム・サミットに出席した。会談では、ウクライナ情勢やウクライナへの軍事・経済・人道支援、二国間協力などについて、大統領及び代表団の間で二国間会談が行われた。ドゥダ大統領は、「本日は、ポーランドや他のバルト諸国が攻撃を受けた法的根拠となったモロトフ・リッペンロップ協定締結記念日である。当時、ポーランドは国家としての地位を失った。今日、自分がここにいることは、我々にとって象徴的な意味を持っている。我々にとっては、戦争や復活しつつあるロシア帝国主義に対する抗議の日でもある」と述べた。

クリミア・プラットフォームに出席したドゥダ大統領は、ミシェル欧州理事会議長、フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長、ストルテンベルグNATO事務総長、ジョンソン英首相、ショルツ独首相らが参加し、非常に実りあるサミットであったと評価した。また、「確実に非常に重要なのは、2月24日から6か月にわたり

対処してきたロシアのウクライナ侵略について話す際に非常に強い声を上げることである。侵略自体が実際に始まったのは、ロシアがウクライナに初めて攻撃を仕掛け、ドネツクやルハンスク、そして何よりもまずクリミアを占領した2014年であるということは、全員が強調していた。」と述べた。さらに、クリミア占領に関する声が「ロシアに対してクリミア撤退・ウクライナへのクリミア返還を求める明確かつ絶対的な繰り返しとなる呼びかけと連動して非常に強く響いた。」と報告した。

ドゥダ大統領のキーウ訪問は、ウクライナの独立記念日の前日に行われた。両大統領の会談は、今年に入ってから5回目、戦争が始まってからは3回目となった。過去の会談は、1月20～21日にポーランドで、2月23～24日、4月13日及び5月21～22日にキーウで行われた。

治 安 等

ワルシャワ市内の公園からボツリヌス菌が検出【24日】

ワルシャワ市ヴォラ地区が同地区に位置するモチドウォ公園の池の水質を検査したところ、ボツリヌス菌が存在することが判明したため、同区区長は、科学者の勧告に従い、池に犬を始めとする動物を遊泳させることを禁止したと発表した。検査を行った機関は、最近の高温のためにボツリヌス菌が発生した可能性があると指摘した。

海藻の大量発生により海水浴場が閉鎖【26日】

衛生局は、ポーランド北部グディニアの海水浴場で海藻(シアノバクテリア)が大量発生したため、一部を遊泳禁止にしたと発表した。1週間前は、トルイミアスト(Troimiasto)の海水浴場でも同様の現象により遊泳が禁止された。どの海水浴場が遊泳可能かなどの情報は、下記リンク先で確認することができる。

<https://sk.gis.gov.pl/>

経 済

経済政策

政府がインフレ対策の延長を承認【23日】

23日、ポーランド政府はインフレ対策パッケージ「Anti-Inflation Shield」を10月末以降、2022年末まで延長する法案を採択したと、首相府が発表した。ポーランドは今年初め、高いインフレを乗り切るために一時的な付加価値税と物品税の減税を導入した。第1次インフレ対策として、ポーランドは電力と特定の燃料にかかる物品税を引き下げた。第二次インフレ

対策として、ポーランドは食料品、肥料、燃料に対する付加価値税を引き下げた。両対策は当初7月31日まで有効であるとされていたが、7月下旬、政府はこの措置を2022年10月末まで延長した。中央統計局(GUS)が12日に発表した速報値では、2022年7月の消費者物価指数(CPI)は前年比15.6%増、前月比0.5%増となった。ポーランドのCPIは過去25年間で最も高い水準にある。

ポーランド産業動向

政府、EUからの資金に先がけ新型コロナウイルス感染症からの復興プロジェクトに署名【23日】

ポーランド政府は、ポーランド開発基金(PFR)との間で、国家復興計画(KPO)のプロジェクトに対する事前融資に関する協定に次々と署名している。KPOは2026年8月31日までに完了しなければならず、多くのプロジェクトは完了までに4年程度要する。このため、PFRは、ポーランドとEUの対立によりブロックされているEU資金の代わりに企業に対し資金を提供する。

なお、世論調査によると、本年中にEUから資金を受領できると確信している回答者はわずか15.5%で、36%の回答者が来年の選挙以降に資金提供を受けることができると回答している。

ポーランドの港、過去最高の貨物取扱量を記録【24日】

ポーランド北部のグダンスク港は、7月の貨物取扱量が過去最高(580万トン)に達したと発表した。同港は、ロシアのブリモルスク港を抜き、バルト海の港で2位の貨物取扱量を記録した(1位はロシアのウ

スチ・ルガ港)。同港の1月から7月末までの貨物取扱量は、3,600万トンを超え、前年同期比で20%増となっている。

主要肥料メーカーが生産を一時停止【24日】

ポーランド大手肥料メーカーである Azoty 社と Anwil 社は、グローバルなLNG価格高騰により、窒

素系肥料の生産を一時停止することを発表した。2月24日のウクライナ侵略開始以来、LNG価格は218%上昇したと Anwil 社は説明した。専門家によると、生産量の制限により肥料価格の上昇が続く可能性があり、2023年も食料価格の上昇傾向が続くと述べている。2021年にポーランド国内では窒素系肥料が約200万トン生産された。

エネルギー・環境

閣僚評議会、暖房費等の手当法案を採択【23日】

政府は、家庭や公共機関の暖房や温水のための熱源価格の高騰を緩和するための法案を採択した。石炭以外のバイオマス、ガス、石油などの熱源を使用する家庭・施設が対象となり、各燃料の価格上昇分の40%を補助する予定(石炭への手当法は別途制定済み)。同法案は今後、下院、上院で議論される。

米ウェスティングハウス社が8月末までに原子力発電所のオファーを提出【23日】

23日、米ウェスティングハウス社のフラグマンCEOは、今月末までにポーランド政府に原子力発電所建設のオファーを提出することを明らかにした。このオファーには、米国政府の共同出資案及び Bechtel 建設会社と共同で準備したフィージビリティ・スタディが含まれる予定である。同社は、2022年7月に既に提出された当該プロジェクトについて1年間のフロ

ントエンド、工学、設計のスタディを実施した唯一の企業である。同社は、チェコの入札に参加し、ウクライナのフミリニツキ原子力発電所の新たな原子炉の建設に向けて準備するなど、中東欧地域全体を視野に入れた戦略をとっている。また、ウクライナとチェコには核燃料を供給している。

政府が原子力発電所等への投資支援に47億ズロチを配分【25日】

政府は、西ポモルスキエ県における原子力発電所を含むインフラ投資を支援する複数年プログラム(2022~2029年)を用意する意向を示した。決議案によると、このプログラムは総額47億ズロチをかけて実施される予定であり、想定されるインフラ投資には同県にあるエネルギーインフラ、特に原子力発電所と送電網の効率的な運用を確保することを目的としている。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

●爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。

●周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。

●爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

●犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

●不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。

●会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。

●セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。

●二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起

現在、エチオピア全土に対して危険情報「レベル4: 退避してください。渡航を止めて下さい。(退避勧告)」を発出しています。また、南アフリカにおいて報告されたオミクロン株の発生を受け、世界各国の水際対策措置が強化されています。

こうした状況を踏まえ、エチオピア・アディスアベバのボレ空港を利用した航空便の乗り継ぎは避けることを強くお勧めします。また、アフリカ地域への渡航を予定されている方は、利用する航空機の運航状況及び最終目的地の水際対策を確認するなど、関連情報の収集に努めてください。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者（提出期限が令和2年2月末日以降である者）については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル：（81）3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正（平成30年）に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30 及び 13:30 - 17:00

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-7300、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa）

文化行事・大使館関連行事

【開催中】展覧会「日本大工の伝統と職人技」【2022年6月19日（日）～10月16日（日）】

クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「日本大工の伝統と職人技」が開催中です。竹中大工道具館との協力で、日本の大工道具等を紹介する展覧会です。

開催場所：Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, ul. Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細：<https://manggha.pl/wystawa/tradycja-i-kunst-japonskiego-ciesielstwa>

【開催中】展覧会「日本の製紙工房」【2022年7月8日（金）～9月15日（木）】

ドゥシニキ＝ズドゥルイ製紙博物館にて、展覧会「日本の製紙工房」が開催中です。日本の伝統工芸品である和紙とその歴史や製紙技術等を紹介する展覧会です。

開催場所：Muzeum Papiernictwa w Dusznikach-Zdroju, ul. Kłodzka 42, Duszniki-Zdrój

詳細：<https://muzeumpapiernictwa.pl/aktualnosci/za-siodma-gora-za-siodma-rzeka-czyli-o-tym-jak-japonski-warsztat-papierniczy-trafil-do-muzeum/>

【予定】欧州相撲選手権大会【2022年9月1日（木）～4日（日）】

ヴィエルコポルスカ県クロトシン市にて、欧州相撲連盟主催「欧州相撲選手権大会」が開催されます。

開催場所：Hala Sportowo-Widowiskowa, ul. Olimpijska 10, Krotoszyn

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。（営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。）

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで

御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(newsml@wr.mofa.go.jp)